

権威主義体制における議会と選挙の役割

く ぼ けい いち
久 保 慶 一

- はじめに
- I 理論的枠組み
- II 各論の紹介
- おわりに

はじめに

近年、権威主義体制（非民主的体制）^(注1)において議会や選挙が果たしている役割に対する注目が高まってきている。とくに欧米の比較政治学では、この点に関して優れた研究が続々と発表されており、理論的・実証的な研究の蓄積が急速に進展してきている。その背後には、2つの異なる、しかし相互に関連しあう関心に基づく研究の潮流が存在している。ひとつは、権威主義体制内部の政治的ダイナミクスに対する関心である。これは、古くには、オドンネルの権威主義体制研究 [O'Donnell 1973] やリンスによる非民主的体制の類型論 [Linz 1975] にまで遡ることができる。こうした初期の研究では、議会や選挙に対する注目は必ずしも大きくなかったが、以下で紹介するように、近年は、権威主義体制の持続や頑健性を説明する要因として、政党や議会が果たす役割の重要性が注目されているのである。2つ目は、民主化ないし体制変動に対する関心である。1970年代以降、世界各

地で民主化が次々と起こっていくなかで、比較政治学における民主化への関心が急速に高まり、研究蓄積が進められてきた。その過程で比較政治学者たちは、複数政党による選挙を定期的に実施し、見かけ上は「民主的」な制度をもちながら、実際には野党に対する弾圧やメディア規制などにより与野党間の競争に著しい不平等が生じ、実態としては権威主義体制とみなすべき体制の存在に気づく [Schedler 2006; Levitsky and Way 2010]。こうした「競争的権威主義」や「選挙権威主義」と呼ばれる政治体制への関心が高まるなかで、これらの体制において議会や選挙が果たしている役割に関する研究が進められてきたのである。

2011年には、中東で「アラブの春」といわれる一連の抗議運動が起き、世界的な民主化の拡大にもかかわらず権威主義体制が安定を維持し続けていた中東地域で、ついに民主化に向けた動きが始まったと多くの人々が考えた。しかし実際には、市民の抗議行動を収束させるために当局が議会の権限拡大や選挙権・被選挙権の拡大といった政治改革を国民に約束したものの、漸進的な改革にとどまり、非民主的体制が存続している事例も少なくない。権威主義体制の持続や頑健性に関する研究において中東地域の事

例が理論の着想源のひとつであったことに鑑みれば、「アラブの春」以降の中東情勢は、既存理論の妥当性の再検討や新たな理論の構築へとつながるかもしれない（たとえば Lust [2012]）。

本特集は、こうした研究潮流と世界情勢を踏まえ、権威主義体制ないし非民主的体制における選挙や議会の役割について検討することを目的として企画された。本特集に含まれている論文はすべて、公募を通じて募集され、通常と同様の査読プロセスを経て掲載に至ったものである。公募論文による特集企画は、50年以上の歴史をもつ本誌において初の試みであり、不安と期待が入り交じるなかでの船出となったが、多数の方々に関心を寄せていただき、大変充実した内容となった。この場をお借りして、関係するすべての方々に御礼を申し上げたい。

以下では、まず本特集のテーマに関する近年の比較政治学の研究成果を概観し、本特集の諸論文の成果も踏まえつつ、権威主義体制における議会と選挙の役割に関する理論的枠組みを提示することを試みたい。次に本特集の各論文の内容を簡単に紹介し、上記の理論的枠組みに基づいて各論文を筆者なりに位置付けてみたい。最後に、本特集のテーマに関する今後の研究課題について簡単に考察し、本稿の締めくくりとしたい。

I 理論的枠組み

近年の比較政治学では、議会や選挙といった制度が、権威主義体制の持続に貢献しているという議論が多く、論者によってなされている。具体的にはどのような役割を果たしているのだろうか。それを考察するためには、権威主義体

制の持続・安定にとって2つの異なる課題が存在することを理解しておくなくてはならない。すなわち、(1)権威主義体制の指導者（独裁者）とその他の体制エリートの間での安定的な関係構築と紛争防止、(2)権威主義体制に挑戦する反体制勢力の統制・封じ込めである。ガンディが論じたように、独裁者は、体制エリートの離反と大衆による抗議という2つの異なる危険に直面しているのである [Gandhi 2008]。

まず、近年の研究では、権威主義体制において、独裁者とその他の体制エリート間にコミットメント問題が存在しており、体制エリート間の紛争を防止することが体制の持続・安定にとって重要であることが指摘されている [Magaloni 2008; Svolik 2012]。たとえば独裁者は、自分に対して反乱（クーデター）を起こす可能性のある体制エリートを懐柔しようとする際、コミットメント問題に直面する。独裁者が体制エリートに対して一定の分け前を与える約束をしても、将来独裁者がそれを撤回し権力を独占しようとする可能性があり、権力やパイの配分が将来にわたって継続するという約束に信憑性をもたせることができないのである。このような状況において、議会や政党といった制度の存在は、体制内での権力やパイの配分を制度化することでコミットメント問題を解決し、独裁者と体制エリート間の対立を未然に防ぐことができる。とされる。

選挙にも独裁者と体制エリート間の対立を未然に防ぐ効果があるといわれる。たとえばマガロニは、複数政党の参加を許容する選挙が実施されている場合、体制エリートは独裁者に対し、与党から離党して野党側に加わるという脅しをかけることができるため、体制エリートの

独裁者に対する交渉力が高まると指摘する [Magaloni 2008]。そこで独裁者は、体制エリートの離反を避けるために党内に幅広く利益を分配するようになるというのである。この議論を裏返せば、独裁者がコミットメント問題を解決するために、あえて複数政党選挙を導入し、体制エリートに対し安心を供与しているという議論も可能かもしれない。さらに、独裁者が選挙を活用して体制エリートの離反を抑止するという議論もある。選挙で与党が圧倒的勝利を収めれば、政権が盤石であるというイメージが生まれ、体制内の潜在的な敵対エリートに対し、与党からの離反を思いとどまらせる「抑止シグナリング」効果がある。マガロニは、独裁者が選挙で圧倒的勝利を収めようとするのはこのためであると指摘する [Magaloni 2006; 2008]。

次に、権威主義体制が安定し持続するためには、潜在的・明示的な反体制勢力の拡大を抑え、体制外からの体制への挑戦を防がなければならない。この点でも、議会や選挙が重要な役割を果たすと指摘されている。まず議会については、反体制勢力の一部に議席を与え、体制側への取り込み (co-optation) を行う場という役割を果たしているという議論がある。たとえばガンディは、反体制勢力が強く、独裁者が彼らに譲歩することが必要である場合には、交渉相手を選択でき、交渉に関する情報の流れもコントロールできるため、議会を通じて交渉を行うのが独裁者にとって好ましいと指摘している [Gandhi 2008]。反体制勢力の一部に議席を与え、権力・資源の分け前を与えたり一定の政治活動を許容したりすることで、反体制勢力を分断し、一致団結して体制に挑戦することを防ぐことができる [Lust-Okar 2005]。このように、議会は

反体制勢力を分断し、その一部を体制側に取り込むことで体制を安定化させる役割があると考えられている。

選挙もまた、独裁者にとって、反体制勢力を弱体化させるうえで有用であるとされている。そこで重要となるのが情報である。独裁者は、反体制勢力の参加を許容する選挙の実施によって、体制への支持・反対の分布という情報を得る。この情報を基に、財の戦略的な配分 (野党支持地域への懲罰的な配分削減、与党支持地域への褒賞的な配分増加、与野党の支持が拮抗している接戦地域への説得的な配分増加など) を行い、人々の政権への支持を高め、反体制勢力への支持を低下させることにより、体制の安定・持続が可能になると論じられている [Magaloni 2006; Blaydes 2011]。

以上の議論に加えて、ここでは、本特集の諸論文の研究成果も踏まえて、議会や選挙が果たすその他の役割についても指摘したい。まず、選挙については、独裁者による体制エリートの監視と選抜という役割を指摘することができる。統治業務や政策の執行、国民からの支持調達といった体制維持に必要な任務について考えてみると、独裁者と体制エリートの間には本人-代理人関係が存在するといえる [豊田 2013]。独裁者は、体制の正当性を維持し、その安定と持続を実現するために、統治業務や政策執行が適切に行われることを望んでいるが、政府の中・下級の政治家や官僚を含む体制内エリートは、そうした任務をサボタージュし、私的な利益を追求するインセンティブを有するかもしれない。このような状況では、エージェンシー・スラックを防ぐため、独裁者は何らかの手段を用いて体制エリートを監視・評価し、有能な人物を選

表1 権威主義体制における独裁者の課題と議会・選挙の役割

独裁者の課題	体制エリートの離反防止	反体制勢力の抑制・弱体化	統治の有効性の向上
議会の役割	権力分有	取り込み・分断統治	情報収集 (社会のニーズ, 不満)
選挙の役割	安心供与／抑止シグナリング	情報収集 (反体制勢力への支持の分布)	体制エリートの業績・ 能力の評価／人材選抜

(出所) 筆者作成。

抜き、無能な人物を排除することが必要になる。ここで、一定の競合性を有する選挙が、それを可能にする手段のひとつになると考えられるのである。たとえばゲッデスは、党内選挙や、与党の支配そのものには挑戦しない無党派の候補者を容認する競争の選挙を実施することによって、独裁者は体制そのものへの異議の表出は防ぎつつ、無能・腐敗した地方エリートを排除できるようにすると指摘する [Geddes 2006]。また彼女は、そうした選挙を実施することによって、地方エリートに党組織を活性化し続けようとするインセンティブが与えられ、そのことが体制の安定・持続を助けるとも指摘している [Geddes 2006]。

適切な統治業務や政策の執行、国民からの支持調達が必要であると考えれば、議会もまた、独裁者にとって有用なものとなり得る。独裁者が統治業務や政策執行に払うコストが一定であるなら、それによって達成できる国民の満足が高ければ高いほうが独裁者にとっては好ましい。換言すれば、独裁者は、国民の満足を得るためにより多くの統治コストを支払う（そのために自らの取り分を減少させる）インセンティブはもたないかもしれないが、一定のコストを支払うことが決まっているとき、それによって得られる国民の満足を最大化しようとするインセンティブは有するはずである。このとき、議会に

いる議員が地元の住民のニーズを把握し、その情報を提供すれば、独裁者はそれを用いてより適切な政策を形成・執行し、それによって国民の支持を高め、体制に対する社会の不满を抑制ないし減少することができるであろう。とすれば、独裁者は、地元住民・社会のニーズや不満の所在に関する情報を収集する場として議会を利用することが十分考えられるのである。

以上をまとめると、権威主義体制の安定・持続にとって議会と選挙が果たす役割は、独裁者が直面する3つの課題（体制エリートの離反防止、反体制勢力の抑制・弱体化、統治の有効性の向上）に応じて、表1のように整理できるように思われる。以下では、この理論的枠組みを踏まえて、本特集の各論文の内容を紹介していきたい。

II 各論の紹介

加茂論文は、江蘇省揚州市に関する綿密な事例研究を通じ、中国における政治体制の安定の維持にとって、人民代表大会と中国人民政治協商会議という2つの「民意機関」がどのような役割を果たしているかを分析している。従来の研究が人民代表大会をゴム印と揶揄したのに対し、近年の研究では人民代表大会の役割がより高く評価されてきているが、これまでの研究で指摘されているのは、党や政府の政策を地元選

挙区の人々に対して伝達するという「代理者」の機能や、党や政府に対して政策立案に必要な情報を提供し、政策の不公平性や過失を伝えるという「諫言者」の機能であった。これに対し加茂は、人民代表大会が、地元選挙区の人々の要求を中国共産党や人民政府に伝達するという「代表者」の役割をも果たすようになっており、さらに、中国共産党とその他の政治勢力との間の協議機関の役割を果たしてきた中国人民政治協商会議が人民代表大会と「共演」し、人民代表大会と同一の議案について、域内の経済界などの社会集団の利害・要求を代表する活動を行っていると論じる。加茂によれば、こうした民意機関の役割の増大が、党と政府が社会動向の変化に応じて柔軟な政策を行うことを可能にし、体制の安定に寄与しているという。上記の理論的枠組みでいえば、中国の民意機関は、社会のニーズに関する情報を提供し、より有効な政策の決定・執行をもたらすことで、統治の有効性の向上に寄与していると考えられる。さらに、人民政治協商会議についていえば、党や政権の外部にいるが社会において有力な企業家たちに利益表出の機会を与えており、潜在的に反体制勢力となり得る有力な社会集団の「取り込み」の場として機能していると考えられる。

山田論文は、1975年以来人民革命党による一党独裁体制が続くラオスにおいて、議会や選挙がどのような役割を果たしているかを考察している。山田は、経済格差や土地問題などが拡大して国民の不満が高まってきたことを背景として、国会の役割が拡大し、議員が国民や地元選挙区を代表して政府に対して問題への対応や政策の修正を要求するようになってきていると指摘す

る。各期国会の候補者の比較分析から、以前と比較して行政府要職者が減少し、末端レベルの指導幹部、地方国会事務所関係者、建設戦線の出身者が増加しており、党が有権者、末端住民に近い候補者を増やそうとしていることが示される。また党は、会期中に国民が国会に直接意見を伝えるホットラインを設置し、国会や選挙における国民の政治参加も積極的に進めている。山田は、党による国家と社会の指導・管理が維持されているラオスにおいて、国会や選挙は党支配にとって2次的な意味しか有していないが、そうであるからこそ、国民の政治参加を拡大し、国民の不満を表明させ、国民の意見を吸収する場として国会や選挙が党に利用されていると論じている。このラオスの事例は、上記の理論的枠組みにあてはめれば、統治の有効性を向上させるために、社会・住民のニーズの情報収集・表出の役割が国会に与えられていると考えられる。

増原論文は、スハルト期インドネシアの議会における法案の審議過程を綿密に分析し、インドネシア議会における意思決定方法として定着した「ムシャワラ」(協議)と「ムファカット」(合意)の原則に着目しつつ、政府とイスラーム勢力の間の妥協とコンセンサス形成がどのように行われたのかを考察している。先行研究では一般に、スハルト期の議会はゴム印と評価され、議会における「ムシャワラ」「ムファカット」原則も儀礼的なものにすぎなかったとみなされてきた。これに対し増原は、1970年代から1980年代の一連の法案の審議過程を分析し、1985年の大衆団体法では政府とイスラーム勢力の間で妥協と合意が成立し、両者の関係が融和的なものへと変化したことを指摘する。これは、

政府に対する最大の対抗アクターであるイスラーム勢力が全体として政権側に取り込まれたことを意味するわけではなかったが、この後、イスラーム勢力はスハルト政権下で、政府と距離を取りつつも共存するという道を選択した。増原は、そのことがスハルト体制の安定に貢献したと評価する。上記の理論的枠組みから考えれば、議会が反体制勢力の分断と取り込みの場としての役割を果たした例と位置付けることができるだろう。

豊田論文は、制度的革命党の支配下のメキシコで1960年代から70年代にかけて行われた党組織制度・選挙制度改革を分析の対象とし、それがどのような意図で行われ、どのような帰結をもたらしたのかを考察している。豊田は、先行研究が非民主的体制における議会や選挙の機能として指摘する情報収集・分断統治と抑止シグナリング・権力分有の間にはトレードオフ関係があり、独裁者は、そのどちらを追求すべきかの選択に直面していると指摘する。メキシコでは、情報収集や体制エリートの業績の監視・人材選抜を目的として党内予備選挙の導入や選挙制度改革が実施されたが、これらの制度は政党・選挙のもつ抑止シグナリング機能や権力分有機能を低下させ、党の分裂や党組織の崩壊を招き、いずれも失敗に終わり、制度はすぐに撤回された。上記の理論的枠組みにあてはめて考えると、統治の有効性の向上を目的として実施された選挙が、議会や政党のもつ権力分有機能を低下させ、体制危機に発展しかねない状況をもたらした例と位置付けることができるように思われる。

大串論文は、同じような歴史的背景を共有し、いずれも緩やかな意味で「競争的権威主義体

制」に分類されるロシアとウクライナが、体制の安定という点で異なる軌跡をたどったのはなぜなのかを説明することを試みている。ここで大串が注目するのが、両国の地方政策、とりわけ地方知事任命政策の違いである。ロシアでは、各地方で動員力をもつ有力者が地方知事となり、彼らを糾合することで支配政党が形成され、それが体制の安定に寄与した。そこでは、選挙がクレムリンにとって地方ボスの忠誠をテストする機会となり、地方ボスは選挙の際に地元でクレムリンへの支持を調達する限り、相当程度の自律性が与えられた。これに対しウクライナでは、中央集権化された国制が存在し、大統領が知事を交代させるのが容易であったため、自分の配下を知事に任命した。地方エリートは団結してそれに対抗するため、地方がクラン（閥）を形成するようになる。こうしてウクライナでは、支配政党の建設が失敗し、体制が不安定化することになった。上記の理論的枠組みで考えると、ロシアは、支配政党の存在や地方知事ボスの配分が、地方ボスとの権力分有の制度的枠組みとして機能しているのと同時に、そうした地方ボスが過度の自律性をもち統制できなくなることを防ぐため、定期的に選挙を通じて「忠誠をテストする」ことで、選挙に体制エリートの業績・能力の監視のための情報提供機能をもたせていると解釈することができるように思われる。これに対しウクライナは、中央エリートが強圧的な知事任命政策をとったために、支配政党・議会を通じた権力分有の制度構築に失敗し、体制が不安定化した例と位置付けることができよう。

おわりに

最後に、本特集の諸論文の研究成果を踏まえて、権威主義体制における議会と選挙というテーマに関する今後の研究課題について、若干の考察を行い、本稿の締めくくりとしたい。まず、本特集の諸論文が明らかにしていることは、権威主義体制における議会と選挙が、理論的枠組みで指摘した6つの役割のうち、どの役割を果たしているかは、国によって、また同じ国でも時期によって、異なっているということである。今後は、権威主義体制をとる諸国において、議会や選挙がどのような役割を果たしているのかに関する記述的推論を丹念に積み上げていくことが必要であろう。その際、本特集に含まれる諸論文は、議会に提案された議案の内容分析、議員の特性や選出過程の分析、議事録やメディア報道などを基にした議会での発言内容の分析、重要法案の審議における政党間の交渉過程の分析など、さまざまな資料と分析方法が利用可能であることを我々に教えてくれている。本特集は、このテーマに関する今後のさらなる研究蓄積の進展にとって、方法論的にも大きく貢献していると筆者は考えている。

次に、議会や選挙の果たす役割が国・時期によって異なるとき、当然提起されるべきは、どのような条件がそれを規定しているかという問題であろう。それが独裁者の主体的選択による場合には、この問題は、権威主義体制の政権・独裁者による制度設計は何によって規定されているのかという問いとなるだろう [Lust-Okar 2005, 174]。国際社会における「民主主義」の正当性が高まり、経済支援の条件として「民主

化」や「良きガバナンス」が求められている今日では、独裁者は望んでいないが国際的圧力から制度を導入せざるを得ないのかもしれない [Blaydes 2011, 2]。記述的推論の蓄積が進めば、それを基に、何がその違いを規定しているのかに関する因果的推論を試みる研究が可能となるはずであり、それは今後の重要な研究課題のひとつと言えるであろう。

最後に、本特集の諸論文が、議会や選挙が必ずしも独裁者の期待する役割を果たしていないこと、あるいは果たさない可能性があることを指摘している点に着目したい。加茂論文は、中国において民意機関が「代表者」としての役割を果たすようになったことが、体制の安定に負の影響を与えるかもしれないと論じている。山田論文は、ラオスにおける議会と選挙の役割の拡大は、国会と選挙を通じた国民からの支持調達により体制の持続が保証されることを意味するわけでは必ずしもなく、ますます拡大する経済格差や土地問題等の諸問題について実質的な問題解決ができなければ、逆に体制への信頼の低下を招く危険性があると指摘している。増原論文は、初期の事例ではスハルト政権がイスラム勢力の取り込みに失敗したことを明らかにしている。豊田論文は、党組織改革や選挙制度改革が議会・党のもつ権力分有機能を著しく低下させ、選挙が独裁者の意図の通りには機能しなかったことを示している。大申論文では、ウクライナは、議会や選挙を用いて体制を安定させることに成功していないことが示されている。

近年の権威主義体制研究においては、体制の安定・持続を求める独裁者にとって、議会や選挙が肯定的な役割を果たすことが強調されてき

た。しかし、本特集の諸論文からも明らかなように、独裁者にとって議会や選挙が果たす役割は、必ずしも肯定的なものだけではないだろう。ここで想起すべきは、民主化研究において古くから指摘されている「驚異的選挙」(surprising elections)である [Huntington 1991]。すなわち、独裁者が、自らに有利な結果につながるという誤算や過信の下、自ら選挙の実施を決定し、それが自らに好ましくない結果をもたらしてしまうという現象である。これは、独裁者が自己の体制の安定や持続にとって有益であると考えていても、ひとたび間違えば、選挙が自らの体制を崩壊させる要因になってしまうということを意味する。選挙はたしかに反体制勢力の支持層の地理的分布に関する情報を独裁者に与えてくれるかもしれないが、それが国民の多数を占めることが判明すれば、その情報は同時に独裁者に対して敗北を宣告するものとなってしまうであろう(注2)。同様に、選挙において与党が圧勝すれば抑止シグナリング機能をもつかもしいないが、選挙結果や投票前の世論調査で与党への支持が強くないことが判明すれば、体制エリートが大挙して独裁者から離反することにつながるかもしれない。

議会についても同じような問題が指摘できる。議会を利用すれば反体制勢力の一部を取り込むことはできるかもしれないが、議会での活動経験や官僚や軍人との接触により、反体制勢力の能力やそれに関する人々の評価をむしろ高めてしまうかもしれない。あるいは、政権側としては「取り込んだ」つもりの反体制勢力が、過激な言動を行い、体制を不安定化させてしまうかもしれない。たとえば、マレスキーとシューラーは、「取り込み」を強調する理論家たちは、

体制が、潜在的な反対派に対して場を提供するという行為を、体制の安定性を損なわずにどのように行っているのかを十分に説明していないと批判している [Malesky and Schuler 2010, 485]。このように考えると、議会や選挙は、権威主義体制を主導する独裁者や与党にとって、常に肯定的な役割を果たす有益な道具ではなく、自らに否定的な結果をもたらすこともあり得る諸刃の剣なのかもしれないのである。

以上の議論を踏まえると、議会や選挙が、どのような条件下では独裁者の意図どおりに働き、どのような条件下では独裁者が意図せざる結果をもたらすのかという問題を理論的・実証的に考察することが重要であるように思われる。紙面の制約から本稿の考察はここで終えるが、ここで挙げた課題のほかにも、多くの研究課題を指摘することができるだろう。権威主義体制における議会と選挙の役割に関する研究の地平は、尽きることなく広がっている。

(注1) 非民主的な体制をめぐる用語法については、比較政治学の内部でも意見が分かれている。比較政治学における伝統的な政治体制の類型論においては、「権威主義体制 (authoritarian regime / authoritarianism)」は、非民主的な政治体制の下位類型のひとつであり、「非民主的体制」全体をさす概念とは区別される (たとえば Linz [1975])。これに対し近年では、「非民主的体制」全体を指す概念としての「独裁制 (dictatorship)」と「権威主義体制」を同義とする研究もある (たとえば Svolik [2012])。本稿では、後者の用語法に倣い、「権威主義体制」を「非民主的体制」と同義の概念として用いることとした。

(注2) 実際、競争的権威主義と呼ばれた体制の一部では、与党の政権維持を正当化するために実施された選挙において与党が敗北し、それを否定するために政権与党が選挙結果の改ざん

といった不正を行ったことで、国民による大規模な抗議行動が発生し、体制が崩壊する「カラー革命」と呼ばれる現象も起きている。カラー革命における選挙不正と大衆による大規模な抗議デモという集合行為の関連については、Tucker [2007] を参照。

文献リスト

- Blaydes, Lisa. 2011. *Elections and Distributive Politics in Mubarak's Egypt*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Geddes, Barbara. 2006. "Why Parties and Elections in Authoritarian Regimes?" Revised version of a paper prepared for presentation at the annual meeting of the American Political Science Association, Washington DC, 2005.
- Huntington, Samuel P. 1991. *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman: University of Oklahoma Press (邦訳は坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波——20世紀後半の民主化——』三嶺書房 1995年).
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Linz, Juan J. 1975. "Totalitarian and Authoritarian Regimes." in *Handbook of Political Science Vol. 3, Macropolitical Theory*. eds. Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby. Reading, MA: Addison-Wesley (邦訳は高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社 1995年).
- Lust, Ellen. 2012. "The Multiple Meanings of Elections in Non-Democratic Regimes: Breakdown, Response and Outcome in the Arab Uprisings." manuscript (http://www.law.nyu.edu/sites/default/files/ECM_PRO_074099.pdf).
- Lust-Okar, Ellen, 2005. *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz. 2006. *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and its Demise in Mexico*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 2008. "Credible Power-Sharing and the Longevity of Authoritarian Rule." *Comparative Political Studies* 41 (4/5): 715-741.
- Malesky, Edmund and Paul Schuler. 2010. "Nodding or Needling: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament." *American Political Science Review* 104 (3): 482-502.
- O'Donnell, Guillermo 1973. *Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: Studies in South American Politics*. Berkeley: Institute of International Studies, University of California.
- Schedler, Andreas. ed. 2006. *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. Boulder, Colo.: Lynne Rienner Publishers.
- Svolik, Milan W. 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tucker, Joshua A. 2007. "Enough! Electoral Fraud, Collective Action Problems, and Post-Communist Colored Revolutions." *Perspectives on Politics* 3: 535-551.
- 豊田紳 2013. 「独裁体制における競争選挙のジレンマ——1937年ソ連と1965年メキシコにおける制度改革の比較分析——」田中愛治監修, 久保慶一・河野勝編『民主化と選挙の比較政治学——変革期の制度形成とその帰結——』勁草書房.
- (早稲田大学政治経済学術院准教授, 2013年11月5日受領)